

令和6年度 (2024 年度)

滋賀県人権施策基本方針および 滋賀県人権施策推進計画関連施策 実施状況（概要版）



滋賀県人権啓発キャラクター ジンケンダー

滋 賀 県

はじめに

滋賀県では、すべての人が将来も持続的に「心」で豊かさを実感できるよう、すべての人に居場所と出番のある共生社会をつくることを施策の一番に掲げ、「滋賀県基本構想」や「滋賀県人口ビジョン」に基づき、様々な取組を進めています。

人間としての尊厳が保障され、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現は、そうした共生社会をつくっていくうえで最も大切な基盤のひとつです。

しかし、高齢者や障害者、子どもへの虐待、いじめや様々なハラスメントなどに加え、性の多様性など、人権に関わる課題は年々複雑化・多様化しています。

また、他人を誹謗・中傷すること、差別を助長するような書き込みや情報の拡散など、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。

このような状況の中、国では、令和5年（2023年）の「こども基本法」および「LGBT理解増進法」の施行、令和6年（2024年）の「情報流通プラットフォーム対処法」が公布されるなど、こうした課題の解決を目的とした法整備が進められています。

令和2年（2020年）から流行が始まった新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や誹謗中傷、ワクチン接種に関連したハラスメント等の人権侵害が発生しました。令和5年（2023年）5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが見直されたこと也有って、こうした人権侵害の発生は減少していますが、今回得られた教訓を、新たな感染症等が発生した場合の対応等に生かしていくことが求められています。

本県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして、平成13年（2001年）4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行しています。

この条例では、人権尊重の社会づくりに関する施策の積極的な推進を県の責務と規定しており、平成15年（2003年）3月には「滋賀県人権施策基本方針」を策定しています。令和6年（2024年）7月には、この方針を総合的、計画的に推進するための行動計画である「滋賀県人権施策推進計画」を社会情勢や法の整備等を踏まえて改定しました。

様々な人権課題に適切に対応するため、関係法令や推進計画に基づき、府内各所属をはじめ、市町等とも連携を図りながら、人権施策の推進に努めているところです。

この冊子は、「滋賀県人権施策基本方針」および「滋賀県人権施策推進計画」に基づき県が実施している施策の実施状況の報告資料として、主な事業を抽出してまとめたものです。

目 次

基本施策の実施状況

| | |
|-------------------------|---|
| 1 人権意識の高揚—教育・啓発 | 1 |
| 2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実 | 6 |

主な分野別施策の実施状況

| | |
|-------------------------|----|
| 1 部落差別（同和問題） | 8 |
| 2 性的指向・ジェンダー・アイデンティティ | 11 |
| 3 インターネット上の人権侵害 | 12 |
| 4 新たな感染症(新型コロナウィルス感染症等) | 13 |
| 5 災害発生時の人権問題 | 14 |

基本施策の実施状況

1 人権意識の高揚—教育・啓発

人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権の基本理念に対する理解を深めるとともに人権感覚を高める
- 一人ひとりが能力を發揮し、自己実現を図る
- 様々な個性や価値観を認め、他者の立場になって考え方行動できる態度を身につける
- 自発的な学習のための環境づくり

《現状と課題》

これまでの教育・啓発の取組は、県民の人権尊重の意識の浸透に一定の成果をあげてきました。

人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、「今の滋賀県は『人権が尊重される社会』になっていると思う」と答えた人の割合は56.3%となり、これまでの人権啓発の取組が徐々に浸透してきていると考えられます。

その一方で、人権が尊重される社会の実現に向けての考え方については、「自分も実現に向けて努力したい」と答えた人の割合は39.3%で最も高くなったものの、「特に考えていない」は23.1%、「なりゆきにまかせる」は21.3%となるなど、課題も見られる状況です。

こうしたことから、県民が人権について理解を深め、主体的な行動につなげていけるよう、学校や家庭、職場、地域社会のそれぞれの場において、関係機関と連携した教育・啓発活動にさらに取り組むとともに、人権が日々の日常生活に深く関わっていることを理解し、考えていただくきっかけとなるよう、生活に根ざしたより身近な事例を用いて啓発を行うなど、啓発手法を工夫しながら、特に人権に関心の低い人等に対しての研修や啓発の機会を提供に努めています。

【令和6年度(2024年度)実施状況(抜粋)】

(1) 人権教育

① 家庭教育

「届ける家庭教育支援」地域活性化事業 (生涯学習課)

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなどの現状がある中で、多くの保護者が家庭教育について学ぶ場や語り合う機会が必要とされています。

そこで、各市町で活躍できるファシリテーターを養成するために、「家庭教育ファシリテーター養成講座」を開催しました。

家庭教育ファシリテーター養成講座 3回開催 参加者約85名

② 就学前教育・学校教育

生きぬく力の礎育み事業（人権教育課）

困難な状況にある子どもと家庭を支援するため、学校・園・所・関係機関、家庭および地域社会との持続可能な連携体制を図るとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされる居場所づくり、自己有用感・自己効力感等を味わうことのできる出番づくり等により、生き抜く力の礎となる自尊感情を高める取組を推進しました。



交流研究会

- ・事業実施 30学区
- ・推進学区事務局会 3回開催
- ・いしづえ交流研究会 5回 参加者519名

人と人が豊かにつながる学校づくり共創事業（人権教育課）

誰一人取り残さない、人と人が豊かにつながり合う学校づくりを推進し、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支援することによって、互いの多様性を認め合い、一人ひとりが主体性をもって自己実現をめざす子どもを育成するため、県内小中学校3校を実践研究のベース校として指定し、アドバイザー、県教委による支援訪問を行いながら、人権教育の推進のための支援を行いました。

- ・連絡協議会 2回開催
- ・支援訪問 各校5回実施

③ 社会教育

人権教育指導研修事業（生涯学習課）

人権問題に対する理解と認識を深めるため、人権教育啓発冊子「波紋」を発刊・配布するとともに、「しが生涯学習スクエア」で人権に関する視聴覚教材の貸出を行いました。

- ・しが生涯学習スクエア 貸出実績 78件

(2) 人権啓発

① 県民に対する人権啓発

人権全般に関する啓発（人権施策推進課）

人権意識の高揚を図るため、広報誌や啓発冊子の発行など、様々なメディアを活用した啓発活動を行いました。啓発にあたっては、県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」を活用し、親しみやすくわかりやすい内容で、ラジオ番組、テレビスポット広告、新聞広告、ポスター、イベント等を通じて、身近なところからあらためて人権について考えてもらえるように啓発に努めました。

- ・人権啓発ラジオ番組「ジンケンダーラジオ」の放送 52回

ジンケンダーラジオ (FMしが 毎週火曜日 朝9時30分ごろから)



↑ FMしが番組ホームページ

人権週間 新聞広告

人権尊重と部落解放をめざす
県民のつどい 2024年 人権週間特集

参加無料

日時 12月8日(日) 10:00~14:45

場所 滋賀県立文化産業交流会館(滋賀県守山市守山1丁目137)
滋賀県人権啓発センター

●「おもてなしのメッセージ」-おもてなし精神の心にこめて-
・直島村による「おもてなしプロジェクト」
・近江八幡市による「おもてなしプロジェクト」
・栗東市による「おもてなしプロジェクト」(栗東市市民活動支援事業中止決定)
・野洲市による「おもてなしプロジェクト」(野洲市にて「おもてなし」に力をこめてできること)
・マラード・アーバン・リバーフロントによる「おもてなしプロジェクト」(マラード・アーバン・リバーフロントは、元は湖上の人びとが暮らす島嶼集落)

(公財) 滋賀県人権セントラル 077-522-8253 077-522-8289

じんけんわくわく冬まつり

日時 12月8日(日) 10:00~14:00

場所 米原市米原学びやすいステーション(米原市多度三丁目88)

●ゲートボール
●アーチャー射撃
●アーチャー射撃
●芝生広場ブース(スヌーピー風景)
●芝生広場ブース(おもてなし)
●芝生広場ブース(おもてなし)
●芝生広場ブース(おもてなし)
●芝生広場ブース(おもてなし)

○外國の暮らし文化・歴史等紹介ブース

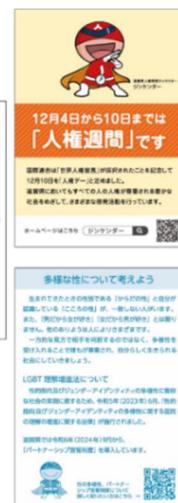
医療人権実践道場 077-528-3533 077-528-4852

滋賀県

ポスター（人権週間 12月）



啓発物品（メモ帳）



じんけんミニフェスタ（人権施策推進課）

子どもから大人まで、身近なところから人権について考え、行動することの大切さが感じられるよう、啓発イベント「じんけんミニフェスタ」を開催しました。

参加者アンケートの結果、『『人権』のことを考えるきっかけとなった』と回答した方は全体の97%となるなど一定の成果がありました。

開催回数 3回 (ビバシティ彦根、プランチ大津京、びわこ文化公園)

じんけんミニフェスタ



↑じんけんミニフェスタ県HP

人権ふれあい啓発（人権施策推進課）

県内のイベント会場や商業施設等において、多くの子どもや保護者にジンケンダーと一緒に、手話シンガーソングライターによる手話講座や手話歌などを通して、人権の大切さについて学んでいただきました。

- ・イベント等での啓発

4回開催 参加者合計 約500名



人権啓発活動ネットワーク協議会事業（人権施策推進課）

プロバスケットボールチーム「滋賀レイクス」の協力を得て、お互いに相手を思いやることの大切さなど、人権について子ども達と選手が一緒に楽しく学ぶ啓発活動を法務局、人権擁護委員と連携して実施しました。

また、滋賀レイクスホームゲーム会場内に人権啓発ブースを出展し、啓発動画の上映や、リーフレット・啓発物品の配布等を行いました。

- ・じんけんオープンスクールの開催

2回開催 参加者合計 62名

- ・滋賀レイクス ホームゲーム会場における人権啓発活動 2回実施



若年層向け人権啓発事業（人権施策推進課）

若い方々に、人権は身近なものであり、人権が尊重される社会づくりに向け、一

人ひとりが自ら考え行動していかなければならないという意識をより強く持っていただこうと、県内の大学生のから人権に関するキャッチコピーを募集しました。

28名から43件の応募があり、優秀作品は啓発資材（卓上ポップやチラシ）に表示し、県内の大学の食堂や談話室等に設置しました。

○優秀作品

『一瞬の投稿、変わる人生。 そのとき、後悔、しませんか？』



②事業者に対する人権啓発

企業内人権啓発推進等事業（商工政策課）

企業において、同和問題をはじめとする様々な人権課題についての理解を深め、公正な採用選考の実施や差別のない明るい職場づくりなどを推進するため、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班の設置や研修会の開催、企業内公正採用・人権啓発推進月間の実施、市町が行う啓発事業への助成等を行いました。

- ・事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置率 96.1%（令和6年度）

ポスター（企業内公正採用・人権啓発推進月間・7月）



↑事業所内公正採用選考・人権
啓発 県HP

雇用安定対策[公正な採用選考]（労働雇用政策課）

企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう、啓発を行いました。

- ・啓発冊子「採用にあたって」(4,450部)、ポスター(5,080枚)、チラシ「15のチェック」(8,600枚)を作成、配布

《今後の方向性》

令和3年度(2021年度)に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果では、人権啓発に触れた回数が多いほど人権意識も高くなっていることから、人権に関心が低い人等への啓発が更に必要となっています。そこで、テレビや新聞、インターネットなど様々な媒体を活用した広報や参加型イベントの開催、広報誌や啓発冊子の発行など、県民が人権啓発に接触する機会を更に増やしていくよう創意工夫しながら、一人ひとりの具体的な行動変容につながることを意識した啓発や、対象者の年齢層を

意識した効果的な啓発の実施に努めていきます。

2 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実

《現状と課題》

人権が尊重される社会を築くためには、人権教育・啓発とならんで、人権を侵害された被害者に対して実効的な救済を図ることが重要です。

人権侵害の法的救済については、法務省や裁判所など国の専管事項ですが、現状の裁判所による司法的救済や法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の調査処理制度は、実効的な救済という観点から、それぞれ制約や限界があります。このため、法的措置を含め、実効性のある救済制度の早期確立を継続して国に要望しています。

また、人権相談の窓口は、国や県、市町、各機関等に様々設けられているところですが、これらの機関が相互に連携を図るとともに、速やかで適切な対応が行えるよう、県として、関係機関のネットワーク協議会を設置運営し、相談・支援体制の充実を図っています。

さらに、人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))では、人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた人に対し、人権侵害を受けたときの対応についてたずねたところ、「何もしなかった」と答えた人は32.3%となっており、前回

(平成28年度(2016年度)調査の39.4%より減少したものの、依然として課題が見られることから、より多くの人が適切な相談機関につながるよう、相談窓口の一層の周知に努めています。

【令和6年度（2024年度）実施状況（抜粋）】

① 総合的な相談窓口の設置・運営

人権侵害に関する相談・支援は、国では法務局で実施されていますが、県においても、人権に関する総合的な相談窓口として人権相談室を設置する（公財）滋賀県人権センターに対し支援を行いました。

(公財)滋賀県人権センター人権相談室の運営(人権施策推進課)

- ・令和6年度（2024年度）新規相談件数 105件
対応延べ件数 783件

② 専門的な相談窓口の充実

人権に関する様々な相談に対応するため、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、エイズや医療安全に関する相談、犯罪被害者等に関する相談、労働相談など、専門的な相談窓口の充実を図りました。

○女性

- ・男女共同参画相談件数（男女共同参画センター）

| | |
|---|--------------|
| 総合相談 | 3, 421件 |
| 専門相談 DVカウンセリング | 72件 |
| 男性相談 | 95件 |
| 法律相談 | 58件 |
| ・女性相談支援員による相談支援における相談件数 (中央・彦根子ども家庭相談センター) | 延べ件数 1, 863件 |

○子ども

| | |
|---------------------------------------|---------|
| ・児童虐待相談件数 (中央、彦根、大津・高島子ども家庭相談センター) | 1, 866件 |
|---------------------------------------|---------|

○高齢者・障害者

| | |
|---------------------------------------|----|
| ・高齢者、障害者の権利擁護に関する一般相談件数 (権利擁護センター) | 8件 |
|---------------------------------------|----|

○外国人

| | |
|---|---------|
| ・生活相談件数 (ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、英語、その他) ((公財)滋賀県国際協会) | 1, 274件 |
|---|---------|

○患者

| | |
|---------------------|-----------|
| ・医療安全相談件数 (医療安全相談室) | 延べ件数 694件 |
|---------------------|-----------|

③ 相談機関の連携

④ 相談窓口のPR

⑤ 相談員等の資質向上と体制強化

人権に関する相談支援体制の充実（人権施策推進課）

県では、様々な人権に関する悩みに対して解決のお手伝いができるよう、国・県・市町などの55の関係機関で「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、連携を図っています。

また、多くの方に人権相談窓口のことを知っていただくため、相談窓口を一覧にしたリーフレットを市町や関係機関で配布するとともに、イベントや研修会などで参加者に配布しました。

さらに、相談実務のスキルアップと参加機関相互の連携強化を図るため、参加機関のニーズを踏まえ、様々な人権課題について理解を深め、対応方法などについて情報共有や意見交換を行いました。



- ・2回開催 参加者合計 93名
- ・テーマ 「様々な状況下にある子ども」
「困難事例に学ぶ～医療・法律・福祉・心理の視点から～」

《今後の方向性》

社会の情勢の変化に伴って人権に関する課題は多様化・複雑化しており、各分野ごとの相談体制の充実はもちろんのこと、個々の相談機関では対応が困難な場合や他の相談機関での対応のほうが適切な場合などもあります。そのため、今後も引き続き人権相談窓口が設けられている行政機関・団体等の機能強化、連携強化を図るとともに、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱え続けることがないよう、様々な機会や広報媒体を活用して、相談窓口の周知に努めます。

分野別施策の実施状況

1 部落差別（同和問題）

- 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発
- 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援
- インターネット上の差別書き込み等への対応
- えせ同和行為の排除
- 同和行政の総合的な推進

《現状と課題》

昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた格差も大きく改善されました。

平成28年（2016年）12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及等、情報化の進展とともに部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別を解消することが重要な課題であると示されました。

また、人権に関する県民意識調査（令和3年度（2021年度））では、「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」という考え方について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は35.0%となり、前回（平成28年度（2016年度））調査の40.2%よりも減少しています。

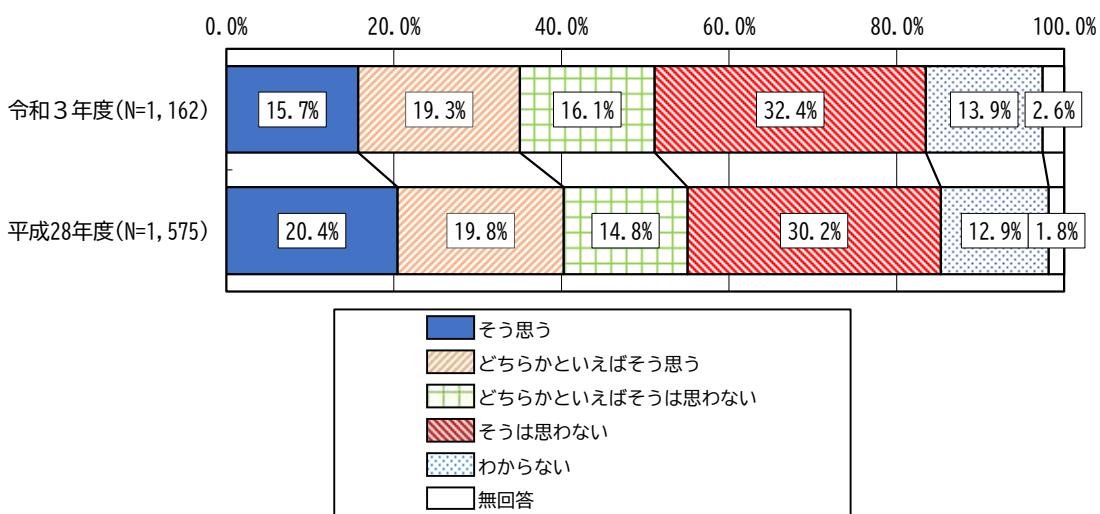
同和問題について正しい理解がないまま間違った情報に接すると、それを鵜呑みにしてしまい、結果的に差別を温存することにもつながることから、正しく学び理解することが大切です。

今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組の推進が求められています。このため、教育・啓発活動を、国・県・市町、関係機関・団体などの多様な主体が連携し、積極的に進める必要があります。

同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の根絶に向けて取り組むことが求められています。

【参考】令和3年度（2021年度）人権に関する県民意識調査結果（抜粋）

（問21（ケ）：同和問題の解決方法についての考え方—同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる）



【令和6年度（2024年度）実施状況（抜粋）】

人権啓発活動推進事業（同和問題啓発分）（人権施策推進課）

県民の同和問題に対する理解・認識を深めるため、同和問題を人権の重要課題の一つに位置付けています。「同和問題啓発強調月間」である9月を中心に行なった啓発活動を実施しました。

同和問題啓発強調月間（9月）テレビスポット広告



同和問題啓発強調月間ポスター



同和問題啓発強調月間啓発物品（メモ帳）



じんけん通信（令和6年9月2日発行）
特集 部落差別（同和問題）の解消に向けて
～全国水平社と滋賀県の関わり～

・えせ同和行為に対する取組（人権施策推進課）

「えせ同和行為防止滋賀県民会議」において、えせ同和行為の排除に向けた情報収集や意見交換、研修等を行いました。

《今後の方向性》

同和問題は、誤った知識や偏見などによって差別が温存・拡散される性質を有しています。その解消のためには、一人ひとりが同和問題について正しく学ぶことがで

放送テーマ

令和6年9月3日
「同和問題①～同和問題とは～」

令和6年9月10日
「同和問題②～身元調査とは～」

令和6年9月17日
「同和問題③～差別発言・書き込み～」

きる機会の提供が不可欠であるため、県民意識調査の結果も踏まえながら、より効果的な取組手法を検討します。

その上で、今後も様々な場面・手法で同和問題に関する教育・啓発活動を粘り強く行うことにより、県民の正しい理解の促進に努めるとともに、問題の解決を阻害するえせ同和行為の根絶等にも引き続き取り組んでいきます。

また、インターネット上での個人・団体への誹謗中傷、差別を助長・拡散する書き込み、部落地名一覧・被差別部落で撮影した写真や動画の掲載等の行為に対しては、その防止のための啓発だけでなく、必要に応じて法務局への掲載情報の削除要請依頼等も行っており、引き続きこうした取組を進めていきます。

2 性的指向・ジェンダーアイデンティティ

- 性の多様性に関する理解の増進のための教育・啓発
- 相談体制の整備等の当事者支援の取組の推進

《現状と課題》

人権に関する県民意識調査(令和3年度(2021年度))において、「LGBTなどに関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思うか」をたずねたところ、「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」と答えた人の割合が最も高く、次いで「差別的な言動をされること」、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を第三者に明らかにする行為（アウティング）が行われること」の順となりました。また、令和5年(2023年)6月には、「性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に向けた施策の実施等に関する国、地方公共団体、事業主の役割が規定されました。

引き続き、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができるよう、性の多様性に関する社会の理解の増進を図るための取組を推進することが求められています。

【令和6年度(2024年度)実施状況(抜粋)】

「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」の導入(人権施策推進課)

LGBT等の当事者のおかれた現状の改善と性の多様性に関する県民の理解増進を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、令和6年9月から「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

また、このタイミングに合わせて県政広報誌「滋賀プラスワン」に特集記事を掲載するなど、県民への啓発に努めました。

- ・宣誓書受領証交付件数 15件(令和7年7月11日現在)

宣誓書受領証

第 号

滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

【本人】 【パートナー】

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

宣誓制度リーフレット



《今後の方向性》

社会的な関心が急速に高まっている一方、「アウティング」など、職場や学校等、社会生活の様々な場での理解や配慮が未だ十分ではない状況があると考えられます。

そのため、性は多様であることを正しく理解し、誰もが自身の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることができる社会を実現するため、引き続き啓発等の取組を推進します。

3 インターネット上の人権侵害

- インターネット上の人権侵害の防止のための教育・啓発
- 差別書き込みや動画の投稿、誹謗中傷等への対応
- 国・関係機関等と連携した取組の推進

《現状と課題》

高度情報化の進展の中で、スマートフォン等の普及により情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上する一方、情報発信の匿名性を悪用した他人への誹謗中傷や、個人や集団にとって有害な情報の掲載など、インターネット上の人権侵害は大きな問題となっています。

令和3年（2021年）4月にインターネット上で誹謗中傷の加害者情報の特定の迅速化等を目的に「プロバイダ責任制限法」の改正が行われ、令和6年（2024年）5月には、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようするために更なる改正が行われ、新たに「情報流通プラットフォーム対処法」として公布されました。また、加害者への罰則強化に関しても、令和4年（2022年）6月に刑法が改正され、侮辱罪の厳罰化が行われました。

こうした状況を踏まえて、インターネットを利用する際のルールやマナーを守り個人のプライバシーや名誉を尊重しながら正しく利用できるよう、教育や啓発を推進

することが求められています。

【令和6年度（2024年度）実施状況（抜粋）】

インターネット人権啓発事業（人権施策推進課）

インターネット上における差別書き込み等の現状や問題点を把握するとともに、差別書き込み等の防止に向けた対応策などについて理解を深めるため、行政や関係団体の職員を対象に研修会を開催しました。また、インターネットを利用する上でのルールとマナーについて、若年層の正しい理解を促進するため、リーフレットを配布しました。

○啓発事業

・インターネット啓発事業 研修会の開催

参加者90名

・リーフレットの作成

「スマホでな・か・よ・し」 県内の新小学4年生 13,000部配布



《今後の方向性》

インターネット上の誹謗中傷・差別書き込み等の人権侵害行為は依然としてなくならず、その防止のためには、インターネットを利用する際のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識の普及に粘り強く取り組んでいくことが必要であると考えられることから、より伝わりやすい教育・啓発の取組を推進します。

4 新たな感染症（新型コロナウィルス感染症等）

- 正しい知識の普及
- 教育・啓発
- 相談・支援体制の充実

《現状と課題》

令和2年（2020年）から感染が拡大した新型コロナウィルス感染症では、患者本人のみならず、家族や濃厚接触者等、周囲の関係者にまで差別や偏見による被害が生じたほか、ワクチン接種やマスク着用に関するハラスメント等の被害も発生しました。

令和5年（2023年）5月には新型コロナウィルス感染症の感染症法上の位置付けが変更され、感染対策の実施は個人・事業者の判断が基本とされました。こうした新たな感染症の流行に伴う人権侵害を防止するため、滋賀県では11月を「感染症を考える月間」と定めたところでもあります。引き続き正しい知識の普及や啓発、相談支援の充実等に取り組むことが必要です。

【令和6年度（2024年度）実施状況（抜粋）】

新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発（人権施策推進課）

新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害を防止するため、過年度に作成したテレビCM・ラジオCM等を県ホームページやYouTube上で引き続き公開するとともにラジオ番組での啓発を行いました。

- ・人権啓発ラジオ番組「ジンケンダーラジオ」での啓発番組の放送 1回
番組テーマ「新型コロナウイルス感染症と人権」（R6.7.16）

《今後の方向性》

新型コロナウイルス感染症まん延時に発生した様々な人権侵害と同様の問題が繰り返されないよう、引き続き正しい知識の普及や啓発、相談支援の充実等に取り組みます。

5 災害発生時の人権問題

- 要配慮者の避難支援体制の強化
- 広報および教育・啓発の推進
- 総合的・計画的な関連施策の推進

《現状と課題》

高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者、外国人・乳幼児・妊産婦等の要配慮者への対応が特に課題であり、そうした人たちには情報伝達、介護支援等の細やかな配慮が必要です。このため、市町と連携し、避難行動支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、福祉避難所の指定等の取組を進めるとともに、社会福祉法人や外国人住民支援団体等、日頃から要配慮者の支援に関わる事業者や団体と災害時応援協定を締結し、支援体制の構築を図っています。

【令和6年度（2024年度）実施状況（抜粋）】

災害時要配慮者支援体制整備（健康福祉政策課）

災害時において、高齢者・障害者等避難支援が必要な方に対し、迅速かつ的確な対応が行えるよう、市町の取組を促進するとともに、大規模災害時における広域的な避難体制の整備を推進することにより、災害対策の強化を図りました。

- ・滋賀県災害派遣福祉チーム（しがDWAT）チーム員養成研修 53名
- ・しがDWATフォローアップ研修 66名

災害時要配慮者支援に関する人権啓発（人権施策推進課）

災害時要配慮者の理解につながる啓発を行いました。

- ・人権に関する特集記事「じんけん通信」での記事掲載 1回
記事テーマ 災害時の要配慮者への支援（R7.3月号）

《今後の方向性》

自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動支援者に迅速・的確に対応するための体制の整備等を図るとともに、避難所における要配慮者への合理的配慮の提供を推進します。また、令和6年（2024年）1月に発生した能登半島地震では、SNS上において、災害に便乗した偽情報の流布や、悪質なデマの拡散等が見られたことから、前述のインターネット上の人権侵害の問題とあわせて、こうした行為の防止を図るための教育・啓発の取組を推進します。